令和７年第11回教育委員会会議議事録

１　開催日時
令和７年９月29日（月）　午後３時05分～午後３時45分

２　開催場所
教育委員会会議室

３　出 席 者

	教 育 長	笹原　敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾　一彦
	委　　員	岩谷　史人
	委　　員	東　みどり
	委　　員	國安　　環
事 務 局	教育部長	石田　晋一
	学校教育課長	酒井　貴範
	生涯学習課長	谷口　英将
	給食センター所長	守屋　敦史
	図書館長	川瀬　真由美
	総務係長	小野　　敦
	学校教育係長	甲谷　英司
	学校教育推進員	喜多　　敦
	学校教育推進員	橋本　靖宏
	学校教育推進員	袴田　　孔

４　議　　事
報告第７号　令和７年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
議案第56号　幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
議案第57号　食材価格の高騰に伴う学校給食費の在り方について（諮問）
議案第58号　要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

５　議事概要　次のとおり
笹原教育長　ただ今から、令和７年第11回幕別町教育委員会会議を開会します。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。
日程第１、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
（異議なし）
笹原教育長　異議なしと認め、会期は、本日一日間と決しました。
次に、日程第２、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、２番、東委員、４番、小尾委員を指名いたします。
次に、日程第３、前回会議録の承認でありますが、令和７年第10回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。
（異議なし）
笹原教育長　異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

次に、日程第４、事務報告でありますが、本日の事務報告について、事務局よりお願いいたします。

教育部長（石田　晋一）本日の事務報告は、１件であります。それでは、配布の「事務報告資料」をご覧ください。

令和７年第３回町議会定例会の一般質問についてご説明いたします。

令和７年第３回町議会定例会が、９月３日から25日までの会期で開催され、９日、10日に10名の議員から一般質問があり、教育委員会に関係する内容としては、７名の議員から質問がありましたが、そのうち４名の議員の質問に対し教育長が答弁しました。町長答弁分も合わせて、関係分の要点のみになりますが、ご説明いたします。

４ページをお開きください。通告順１番、藤谷議員の質問事項は、町長答弁になりますが、「１　忠類地域における地域公共交通をどのように構築していくのか」について、４点の質問のうち６ページ下線部分になりますが、「⑶　忠類地域における地域内交通の代替えとして有効なスクールバス住民利用の利用実態は」については、「スクールバスの住民利用につきましては、事前に登録が必要となりますが、児童生徒の利用に支障のない範囲において全ての路線で利用が可能となっており、毎年４月に広報紙での周知を図っているところでありますが、忠類地域での利用実績はありません」と町長から答弁しております。

８ページをお開きください。通告順２番、塚本議員の質問事項は、「１　へき地小中学校の修学旅行への支援について」３点の質問に答弁しております。

次のページになりますが、「⑴　修学旅行において、旅行業者から少人数を理由に取り扱いを断られる事態があることについて、町として実態を把握し、支援策を講じているのか」について、町としての実態把握においては、「修学旅行は主に最終学年である小学校６年生と中学校３年生で実施しており、各学校では旅行業者に交通機関や宿泊先の手配、行程の組立てなど、旅行に関わる手続きを依頼している実態にあり、町内においても、一部の学校において２年前に修学旅行の予約を依頼したところ、少人数であることを理由に断られた事例が確認されておりますが、交通機関や宿泊先を個別に手配したとお伺いしております。」とし、支援については、「修学旅行につきましては、各学校の教育課程に位置付けられていることから、教育委員会が関わることについては学校の自主性を損なうことの無いよう慎重に対応する必要がありますが、修学旅行を取り巻く環境の変化を受け、校長会において各学校の取組等の情報共有を図っており、併せて今後の修学旅行の取組方についても議論を進めている状況にありますことから、必要に応じて連携を図りながら関わってまいりたい」と答弁しております。

次に、「⑵　中学校の修学旅行に対する町の補助制度の内容と、小学校との制度的な差異について、町の考えは」と10ページにまたがりますが、「⑶　へき地小学校の少人数による宿泊費・バス代の高騰に伴う一人当たりの費用負担の増加について、町として支援する考えは」については、関連があることから併せて答弁しており、10ページになりますが、補助制度の内容と一人当たりの費用負担としては、「本町では、平成29年度から義務教育期間における経済的負担の軽減を図ることを目的として、中学校に就学する生徒が参加する修学旅行に要する費用の一部を支援しており、補助対象費用の限度額を一人当たり７万円として、その２分の１を補助しているところであり、本年度実施した修学旅行に要した費用につきましては、小学校では一人当たり約２万７千円から４万２千円、平均で約３万１千円が、中学校では一人当たり約５万６千円から７万７千円を要したうち、町からの支援額を差し引くと一人当たり約２万８千円から４万２千円、平均で約３万５千円が保護者負担となっており、小中学校の保護者負担で比較いたしますと、一番高額となる小学校にあっては中学校を上回っている学校があり、こうした状況が生じた原因については貸切バスの費用が高騰していることと併せて、参加する人数が少ないために一人当たりの負担額が大きくなったことが影響したものと考えております。」とし、町の考えについては、「本町におきましては、これまで

各学校から主たる交通拠点である「とかち帯広空港」や「帯広駅」までをスクールバスによる送迎を行っているところであり、こうした対応を含め、引き続き中学生の修学旅行に対する支援を継続しながら負担の軽減を図ってまいりたいと考えており、併せて校長会において他の市町村の取組事例を参考にしながら、今後の修学旅行の取組方について議論を進めている状況にありますことから、必要に応じて連携を図りながら関わってまいりたいと」答弁しております。

15ページをお開きください。通告順３番、小島議員の質問事項は、町長答弁になりますが、「１　子育て支援策の充実を」について、３点の質問のうち17ページになりますが、「⑶　学童保育所における長期休業中の昼食提供について」で、二つ目の「給食センターを活用し昼食提供することはできないのか」については、「給食センターでは、長期休業期間を利用し、調理場内の設備点検やメンテナンス、大規模な清掃や消毒作業のほか、設備の更新工事などを行っておりますが、長期休業中、学童保育所に登所している児童約230人のために給食センターを稼働させるのは、コスト面で現実的な選択ではないと考えております。」と町長から答弁しております。

19ページをお開きください。通告順５番、酒井議員の質問事項は、「１　被爆の実相を次世代に伝える平和事業」について、４点の質問のうち23ページになりますが、「⑷　学校教育・社会教育の中で、核兵器の脅威や被爆の実相について学びを深める取組は」について、学校教育での取組としては、「小学校の取組では、第６学年において日中戦争や第二次世界大戦など戦争による歴史的な事実を通じ、戦後日本が民主的な国家として出発し、平和な世界の実現のために国連の一員として重要な役割を果たしていることなどの学習を、中学校の取組では、歴史的分野において、世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解し、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること、公民的分野では、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考え、核兵器などの脅威にも触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための意識と協力の態度を育成する学習を行っております。」とし、社会教育の中での取組としては、「社会教育の取組の中では、図書館の本館において、町内の戦争の記録や体験、戦跡に関する資料を郷土資料スペースの一角に設けているほか、毎年８月には、「戦争と平和に関係する図書展示」として特別展示を全館で開催し、期間中は図書館のホームページにも掲載しているところであり、昨年、原爆をテーマにした原爆体験伝承漫才「希望の鐘」を、百年記念ホールの指定管理者である「まくべつ町民芸術劇場」が主催する公演として、また幕別清陵高校が芸術鑑賞として、それぞれ実施したところであります。」とし、「今後におきましても、核兵器の恐ろしさや戦争の歴史に触れる機会を提供することができるよう、指定管理者などと密接な連携を図るとともに、本町だけでなく近隣市町村で開催される講演会等の周知に努め、」24ページになりますが、「戦争の残した教訓や平和の大切さを学べる機会を設け、教育委員会といたしましては、町民の間に「平和非核宣言」の精神が根付き、風化させない継続した取組が重要で、引き続き様々な平和事業などの取組を通して、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと」答弁しております。

次に、25ページになります。通告順６番、荒議員の質問は、「１　安心安全な学校給食を」と「２　教育費の負担軽減のため教材を学校備品に」の２点であります。答弁については、「⑴　様々な事情で朝食を欠食する子どもがいるなど、給食は子どもの食のセーフティネットの役割の面もあり、給食の質の確保は、重要であると考えるが、町の考えは」に対し、26ページにまたがりますが、「成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた学校給食を提供することは、健康の増進や体位の向上を図るともに、生涯にわたり健康な生活を送るために不可欠な食事の指標となるべき重要なものと考えており、地場産食材を食に関する指導の「生きた教材」として使用することで、児童生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や、生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上でも重要である」

とし、取組について「本町では普段の調理に地場産食材を極力多く取り入れるほか、町内産の食材を使った「まくべつの恵み給食」や有機食材を豊富に使った「まくべつオーガニック給食」の提供など、児童生徒に地域の食文化に対する理解を深め、様々な食に触れる機会を提供しているところであり、併せて栄養教諭による「食育授業」を通じて、学校給食を単なる食事提供とするだけでなく、児童生徒が食について実践的に学ぶことができる「生きた教材」として活用を図っているところであります。」とし、町の考え方については、「今後におきましても、栄養バランスの取れた食品構成と、食育にも留意しながら、教育活動としての学校給食の充実に努めてまいりたい」と答弁しております。

次に「⑵　現下の物価高騰による給食費の負担軽減策は」については、「現行の給食費については、令和３年度の改定時において１食当たりの給食材料費を小学生が263円、中学生が313円と算定し、従前の単価からの上昇分21円のうち３分の２の14円と、これに平成26年度から実施していた地場産食材費の８円を加算した22円を町が支援することとし、これを差し引いた小学生241円、中学生291円を保護者に負担していただく給食費としているところである」とし、「昨今の急激な物価高騰の影響により、給食費と給食材料費の収支の赤字額が増加しており、今後においてもこうした状況が続くことが想定されていることから、本年度につきましてはこれまでの１食当たり22円の支援を継続しながら、今後、学校給食センター運営委員会において給食費の改定を視野に入れた「給食費の在り方」について、ご審議いただきたい」と答弁しております。

次に27ページになります。「⑶　今後、学校給食費を無償化する考えは」について、学校給食費の基本的な考え方については、「学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する費用は学校設置者が負担し、これ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められており、受益者負担の観点から法の規定に基づき、給食費を保護者に負担していただいております。」とし、無償化する考え方はについては、「本町においては、約2,000人の児童生徒が在籍しており、無償化の実施には１億円を超える多額の費用を要すること、また、自治体の財政力の違いによる格差が生じないよう国の責任で進めるべきであると考えることから、町独自で無償化を実施する考えはありませんが、現在、国において学校給食を含む教育無償化について検討が進められていることから、こうした動向を注視してまいりたい」と答弁しております。

次に、「２　教育費の負担軽減のため教材を学校備品に」については、28ページにまたがりますが、「制服や学校指定ジャージのほか、ドリルなどの補助教材など授業で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属する教材、またはその直接的利益が児童生徒に還元されるものにあっては保護者負担としているところであり、このことは義務教育無償の原則に触れるものではないとされておりますことから、過度なものとならないことに留意しながら保護者負担としているものであり、今後におきましても必要な範囲で保護者負担を求めることになりますが、保護者等の経済的負担を軽減するため、本町におきましても全国での取組事例を参考にするなど、調査研究に努めてまいりたい」と答弁しております。

29ページをお開きください。通告順７番、中橋議員からの質問事項は、町長答弁になりますが、「２　合併20年の検証と今後の忠類地域の政策について」２点の質問のうち34ページになりますが、「⑵　公共施設で50年を経過している忠類地域の体育館、プール、総合支所の建て替えや維持管理はどう考えているか」については、「忠類体育館と忠類町民プールは、いずれの施設も50年以上の年数が経過しておりますが、現時点におきましては、安全かつ快適に利用できるよう必要な修繕や整備を行いながら管理運営を行い、引き続き、将来の人口減少の動向や施設の利用状況等を踏まえるとともに、忠類地域における今後の公共施設の適正配置などを総合的に考慮し、」次のページになりますが、「小中学校を含めた忠類地域全体の公共施設の在り方について、住民会議の提言の内容も踏まえ検討を進めてまいりたい」と町長から答弁しております。

36ページをお開きください。通告順８番、谷口議員の質問事項は、「１　幕別運動公園を合宿地や対外試合場に選ばれる施設に」について、４点でありました。このうち⑶以外につきまして教育委員会から答弁しております。

37ページをご覧ください。質問の１点目、⑴については、質問が複数のため分かりやすく二つに分けて答弁しております。はじめに、「「第２期幕別町スポーツ推進計画」では、５つの基本目標が示されている、老朽化が進んでいる幕別運動公園の各施設が、これらの基本目標を叶えるものになっていると判断しているのか伺う」については、「幕別運動公園は、陸上競技場、野球場をはじめ、ソフトボール場、テニスコート、アーチェリー場の施設ほか、冬季間は多目的広場にスケートリンクを造成し、本町における地域スポーツの振興や交流の拠点として中心的な役割を担っているものと認識しておりますが、野球場と陸上競技場においては、建設後25年以上が経過し、経年劣化に伴う施設の老朽化も進行してきている状況にあり、また、スポーツ施設を含む本町の社会教育施設は、施設の老朽化に伴い、改修や更新の時期を迎えつつあるため、本年３月に「幕別町社会教育施設長寿命化計画」を策定し、各施設の長寿命化に取り組むこととしております。」38ページにまたがりますが、「幕別運動公園の各施設につきましても、安全かつ快適に利用できるよう必要な修繕や整備を行いながら管理運営を行っておりますが、各施設に求められる機能も変化し、多様化することも想定されますことから、スポーツ施設における環境整備といったハード面のみならず、スポーツ体験の充実や指導者の人材育成など、各種事業の取組と併せて良好なスポーツ環境の確保・向上に努め、第２期幕別町スポーツ推進計画に掲げる基本理念・基本目標を体現できるよう取り組んでまいりたい」と答弁しております。

次に、「各施設の長寿命化の考えと電光掲示や夜間照明などの設備更新・新設に対する見解及び、設備更新・新設を「幕別町スポーツ推進委員」に諮問した経緯があるのか伺う」については、「これまでの各施設の維持管理の実態といたしましては、設備等の不具合や故障が生じた後に、修繕等を行い原状回復させる対処療法的な保全方法でありましたので、教育委員会から幕別町スポーツ推進委員に諮問を行ったことはありませんが、必要に応じて各種利用団体やスポーツ推進委員から個別に状況を確認し、対応してきたところであり、今後、施設機能の改善・向上が伴う大規模な改修や設備更新、新設する計画が生じた際には、幕別町スポーツ推進委員の皆さんのご意見も伺いながら、計画的な施設整備、維持管理に努めてまいりたい」と答弁しております。

次に「⑵　慶応義塾体育会野球部の夏合宿が平成30年度から幕別運動公園野球場で行われているが、他のスポーツの合宿誘致に関してはどのような状況にあるか伺う」については、39ページになりますが、「現状におきましては、慶應義塾体育会野球部以外に新たなスポーツ合宿を誘致する具体的な計画はありませんが、合宿を実施している大学等の今後の動向や先進事例の受入態勢、助成制度などの情報を収集するとともに、幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会や関係スポーツ団体のご意見もお伺いしながら、本町におけるスポーツ合宿の可能性について、引き続き、調査、研究をしてまいりたい」と答弁しております。

次に、「⑷　Ｊリーグは来年から夏場はオフシーズンとなり、チームは冷涼な北海道での夏合宿を計画し、道内自治体に打診を始めている、幕別町が候補地になるためにはサッカースペースの芝の調整、同公園へのアクセス向上や駐車場拡大、などが必要と思われるが、候補地の条件をそろえる考えは」については、次のページになりますが、「Ｊリーグチームのキャンプの実施に当たっては、練習会場等に求められる一般的に必要と考えられる誘致条件の一例を申し上げますと、最も重視されるのが質の高い天然芝のグラウンドであり、次いでホテルでの食事は他の宿泊者と混在することのないようチーム専用とすることが望ましいとされているほか、練習会場か宿泊ホテルに併設されたトレーニングに使用する設備・機器の設置、その他、他のＪリーグチームとの練習試合を行える環境の確保も挙げられていると伺っているところであります。現段階におきましては、他のスポーツ合宿誘致の取組と同様に、

ソフト面やハード面ともにそれぞれ課題がありますことから、引き続き、北海道からの情報提供や受入自治体の取組状況等を参考にしながら、誘致に向けて取り組むべき課題を整理し、可能性を見いだしてまいりたい」と答弁しております。

以上が、答弁した内容の概要となりますが、詳細は後程ご覧ください。

説明については、以上であります。

笹原教育長　ただ今の事務報告につきまして、何か質疑等はございませんか。

（ありません）

笹原教育長　質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第５、報告第７号、「令和７年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について」、説明を求めます。

教育部長（石田　晋一）　報告第７号、「令和７年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について」、ご説明を申し上げます。議案書は１ページ、資料につきましては、報告第７号別紙をご覧ください。

先ほど、事務報告でも申し上げましたとおり、令和７年第３回町議会定例会が、９月３日から25日までを会期として開催され、本定例会に、教育委員会として補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

今回の10款　教育費の補正予算につきまして、表の要求額の欄にあるとおり、4,269万２千円の追加要求に対し、議決額は補正予算議決額欄の補正額の欄にあるとおり、1,622万７千円の追加となっており、予算の総額を46億5,063万７千円として、９月10日に議決されたところであります。

補正予算の内容につきましては、８月26日開催の第10回教育委員会会議で説明したところでありますが、要求内容から一部変更がありましたので、その部分についてご説明いたします。

はじめに、表の中段になりますが、１項　教育総務費　３目　教育財産費において、要求額3,046万５千円に対し、補正額400万円と2,646万５千円の減額となっておりますが、こちらについては、下の「◎学校教育施設維持管理事業」の説明欄「学校・教員住宅補修工事」費の精査による減額、その下になりますが、「◎学校教育施設整備事業」は、幕別清陵高等学校と協議を進めてきた入学者を確保するための取組として、札内青葉町の教職員住宅を幕別清陵高等学校の下宿先及び食堂を整備するため改修費を要求していたところでありますが、来年度に向けて再度高校と改修内容について協議を行いながら精査し、新年度予算において調整することとなりましたので、ゼロ査定となっております。

なお、これら以外のものについては要求どおりで議決されておりますので、ここでの説明は省略いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

笹原教育長　説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長　質疑なしと認めます。報告第７号については、報告のとおりといたします。

日程第６、議案第56号、「幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校教育課長（酒井　貴範）　議案第56号、「幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。議案書の２ページ、別にお配りしております議案第56号説明資料をご覧ください。

「幕別町教職員住宅管理規則」につきましては、幕別町教員住宅の管理について必要な事項を定めているものであります。この度の改正は、別表に規定する「教職員住宅の位置及び貸付料等」の表について、普通財産に移管する教職員住宅を削るものであります。

新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度改正する箇所にはアンダーラインを引いております。

現行規則の別表165と166の項、こちらは今後入居が見込まれない札内青葉町の教職員住宅２棟であります。

議案書の２ページにお戻りください。附則についてであります。この規則は、公布の日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長　説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長　質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第56号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第56号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第７、議案第57号、「食材価格の高騰に伴う学校給食費の在り方について（諮問）」、説明を求めます。

給食センター所長（守屋　敦史）　議案第57号、「食材価格の高騰に伴う学校給食費の在り方について（諮問）」、ご説明申し上げます。

議案書の３ページをお開きください。「食材価格の高騰に伴う学校給食費の在り方について」、幕別町学校給食センター条例第４条第２項の規定より、このたび教育委員会から学校給食センター運営委員会に諮問を行おうとするものであります。

お配りしております議案第57号説明資料をご覧ください。最初に１番目の「学校給食費に係る経費負担について」でありますが、学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費、いわゆる施設の維持管理費と職員の人件費については、学校設置者である町が負担、これ以外の学校給食に要する経費、いわゆる給食材料費相当額については、保護者が負担すると定められているところであります。

次に２番目の「学校給食費（保護者負担額）の改定状況について」でありますが、直近の改定を令和３年４月に実施しており、この際は、１食当たりの給食材料費、表の下段のカッコ書きになりますが、上段の表の幕別学校給食センター分については、令和３年４月と平成26年４月改定分を比較しますと、小学校が242円から263円、中学校が292円から313円といずれも21円を引き上げており、保護者負担額については、値上げ分の21円の３分の２の14円が町負担、残りの３分の１の７円を値上げ分として保護者に負担いただくことし、小学生が234円から241円に、中学生が284円から291円に保護者負担額を改定しております。忠類学校給食センターにおいても、同額の金額に改定しております。

なお、町の支援額としては、先ほど説明した14円の値上げ分と平成26年度から地場産材料費として負担している８円を含め、現在は１食当たり22円を町が支援をしている状況となっております。それ以前の両センターにおける給食費改定の金額、引上額、引上率につきましては、記載のとおりであります。

次に３番目の「年度別学校給食費の収支状況」でありますが、令和３年度から本年度の令和７年７月末現在のおける各年度の収支状況を記載しております。年度別でみますと、令和３年度と令和４年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止分について給食費を徴収していない影響もあり、赤字額、⑥の表の網掛け部分になりますが、特に令和４年度につきましては、6,240,152円と赤字額が大きくなりました。その後も物価高騰の影響がある中ではありますが、献立や食材の選定の工夫により、令和５年度については、最小限に赤字に抑えることができましたが、令和６年度については、3,213,021円の赤字、本年度については、４月から７月末の４カ月間で、すでに2,975,316円の赤字となっている状況であります。資料をめくっていただき、２枚目をご覧ください。

４番目の「年度別学校給食費（給食材料費）の単価実績」についてであります。

こちらは、各年度における１食あたりの給食材料費について、「牛乳」・「主食」・「副食」別に実績額を記載しております。学校給食は、ほぼ毎日の給食で提供している「牛乳」と、米飯、麺、パンの「主食」とそのほか、野菜や肉類、缶詰、冷凍食品などの食材を使用した主菜、副菜、汁物などの「副食」との３種類で構成されております。

記載にあります各表は、上段が幕別・忠類学校給食センターを合計した小学校の単価内訳、下段が中学校の単価内訳を、それぞれ牛乳、主食、副食に分け記載しております。

令和３年度の改定時は、小学校においては牛乳・主食・副食を併せて１食あたり263円とし、こちらを１食あたりの給食材料費として設定したところであります。

以降、各年度の実績額から算出した１食あたりの単価をそれぞれ記載しておりますが、小学校における令和３年度と令和６年度をそれぞれ比較いたしますと、牛乳では、令和３年度が48.71円、令和６年度が57.90円で9.19円の上昇、主食については、令和３年度が41.55円、令和６年度が43.94円で2.39円の上昇となっております。なお、副食費につきましては、令和３年度が172.74円、令和６年度が164.51円で8.23円の減少となっておりますが、こちらについては、牛乳と主食が値上がりしたことにより、副食費を極力抑えた結果、減少した状況であります。また、中学校においても、同様の状況となっております。

なお、こちらには記載しておりませんが、令和７年度については、さらに各品目ともに値上がりしており、特に主食の米飯については、令和６年度と比較し、1.5倍以上の値上がりとなっていることから、さらに厳しい給食運営が続いている状況にあります。

ご説明させていただきましたとおり、牛乳や主食である米やパン、麺類などについても軒並み値上げされており、その分、汁物やおかずやデザートである副食に係る経費を削らざるをえない状況で、献立を作成している実態が現在も続いている状況であります。

議案書の３ページにお戻りください。ただいま説明した内容を踏まえ、今後、給食費の改定を視野に入れた「給食費の在り方」について検討が必要であることから、学校給食センター運営委員会に対し、「令和８年度以降の学校給食費の在り方」について諮問するものであります。

また、諮問の内容につきましては、議案に記載のとおり、現行の学校給食費における保護者負担額の金額を記載した中で、昨今の急激な物価高騰の影響により、給食費と給食材料費の収支を比較すると、昨年度から赤字額が増加し、今後においてもこうした状況が続くことが想定されることから、諮問を行うとしているところであります。

なお、学校給食センター運営委員会から教育委員会へ答申をしていただく希望日については、令和７年11月28日までとしているところであります。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長　説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長　質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第57号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第57号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第８、議案第58号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第１項、第１号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長　秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、この他、皆さんから何かございませんか。

（ありません）

笹原教育長　以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これをもちまして、令和７年第11回幕別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。